

意見書案第 10 号

産地づくり交付金等の税制特例による一時所得扱いの
継続を求める意見書

上記意見書案を別紙のとおり提出いたします。

平成19年12月17日提出

提出者	長沼町議会議員	佐々木 信 雄
賛成者	〃	望 月 良 典

長沼町議会議長 駒 谷 広 栄 様

産地づくり交付金等の税制特例による一時所得扱いの 継続を求める意見書

国はこれまで、米の需給調整に対する支援措置として、議員立法により「水田農業構造改革交付金等についての特例措置」を講じ、産地づくり交付金等を一時所得扱いとしてきました。しかし、本年度から担い手の育成・確保を名目に、米政策改革推進対策に係る交付金は「経営基盤強化準備金制度」に移行させ、産地づくり交付金の税制特例を継続しない方針を示しています。

米の需給調整はここ数年、過剰作付けで供給過剰の状態に陥っており、市場価格は生産コストを下回る大幅な下落を続け、国の指導に従い需給調整に参加し、米の安定供給に努めている稲作農家ほど経営が悪化しています。

こうした状態の中で、産地づくり交付金を「経営基盤強化準備金制度」へ移行させても、対象となる農家は担い手に限定されるばかりか、対象農家でも準備金の積立が行える農家はごく少数である。さらに、税制特例の継続を取り止めることになれば農家の課税強化となり、経営悪化に拍車を加えることとなります。

需給調整の参加メリット措置が失われると、需給調整システム自体が完全に崩壊し、国民の主食である米の安定供給はもとより農業全般に深刻な打撃を与えること必至である。

このため、米の需給・価格の安定及び農業経営の安定を図るため、産地づくり交付金等については、本年度も前年同様に税制特例を講じ一時所得扱いが継続されるよう強く要望します。

記

- 1 米政策改革推進対策に係る交付金（産地づくり交付金）については、経営基盤強化準備金制度の対象から除外するとともに、平成19年度以降も税制特例による一時所得扱いを継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月17日

長沼町議会議長 駒谷 広栄

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 各 通
財務大臣
農林水産大臣